

茨城県水源地域保全条例に係る所有権移転等の 事前届出制度の見直しを行いました。

○ 条例の概要について

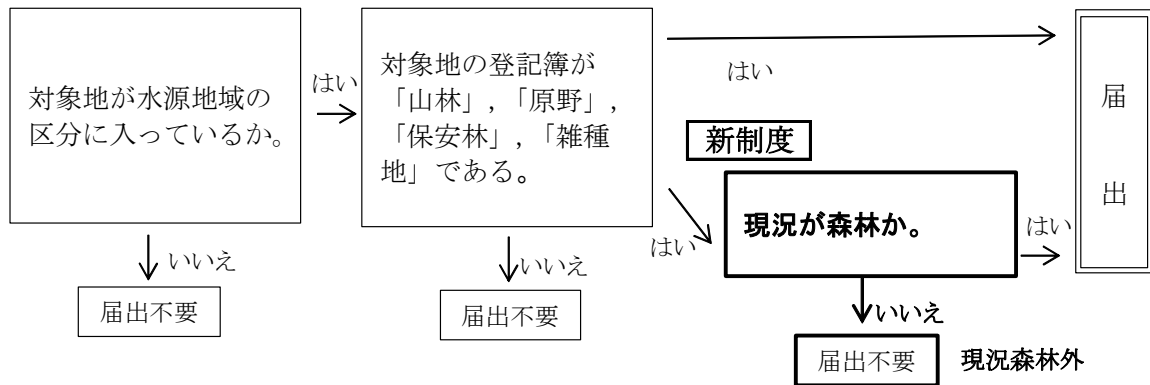
適切な管理が行われない森林が多く存在し、森林の水源涵養機能の低下が懸念されていることなどから、茨城県水源地域保全条例が、平成24年10月に全国で4番目（現在、全国で15道県で制定）に施行されました。

この条例では、県知事が指定する水源地域内の「民有林」において、所有権等の移転等に係る契約をしようとする者に、契約予定日の30日前までに、知事に届出することを義務づけています。（事前届出制度）

○ 事前届出制度の見直しについて

水源地域の区域内にある、登記簿上「山林」、「原野」、「保安林」、「雑種地」で、現況が森林である土地について届出の対象となります。（平成27年4月1日施行）

届出フロー



○ 問い合わせ先

県庁農林水産部林政課計画グループ、又は県農林事務所林業振興課までお問い合わせ下さい。

県庁農林水産部林政課	TEL：029-301-4031
県北農林事務所林業振興課	TEL：0294-80-3370
県央農林事務所林業振興課	TEL：029-231-2079
鹿行農林事務所林業振興課	TEL：0291-33-4123
県南農林事務所林業振興課	TEL：029-822-7087
県西農林事務所林業振興課	TEL：0296-24-9176